

長崎純心大学大学院学則（抜粋）

（教育課程）

第13条 本学大学院は、その教育研究上の目的（人材の養成を含む。）を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的、機能的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究分野に関する高度の専門的知識及び応用能力を修得させるとともに、基礎的素養を涵養するよう適切に取りはからうものとする。